

裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市建設部区画整理課 裾野駅西地区整備事務所

〒410-1118 裾野市佐野1068番の2 TEL 055-994-1274 FAX 055-994-1279

http://www.city.susono.shizuoka.jp/

審議会委員選挙特集①

土地区画整理審議会

委員選挙を実施します

現在の土地区画整理審議会委員の任期は平成20年8月25日から平成25年8月24日までとなっており、本年度任期満了に伴う第3回目の審議会委員選挙を実施します。これに伴い、市では平成25年5月15日に土地区画整理法第58条の規定による裾野駅西土地区画整理審議会委員の選挙について、同法施行令第19条の規定に基づき、平成25年8月18日を選挙期日（投票・開票日）とする公告を行いました。

選挙日程や手続き・必要な届出等の詳細については今号を含め逐次、裾野駅西地区まちづくりニュースを通じてお知らせします。選挙権・被選挙権を有するため届出が必要な場合があります。該当する権利者の方はお早めにお手続きをお願い致します。

土地区画整理審議会の役割

公共団体が行う土地区画整理事業では、土地区画整理法第56条の規定により、『土地区画整理審議会』の設置が義務付けられています。

審議会では事業を進めていく上で土地区画整理法で定められている「意見を聞かなければならない事項」、「同意を得なければならぬ事項」（下記参照）について審議します。

また、審議会委員は施行区域内の「土地の所有者」及び「借地権者」を代表し、施行者（市）と権利者との間に立って、権利者の意見の調整を行うことを主な役割としているため、法に定められた事項以外についても、審議会委員にて検討し事業推進のための協議を行います。

審議会委員の構成と任期

審議会委員は施行区域内の「土地の所有者」及び「借地権者」からそれぞれ別々に選出された委員並びに学識経験者で構成されます。

当事業における委員定数は10名です。このうち、8名は選挙にて「土地の所有者」及び「借地権者」から選出し、2名は施行者（市）が学識経験者から選任することとされています。委員の任期は5年です。

※いずれも裾野駅西土地区画整理事業施行条例にて規定

選挙権と被選挙権

審議会委員の選挙権及び被選挙権は、土地の所有者と借地権者（それぞれ法人も含む）が、所有・借地している土地の大きさや筆数に係わらず一つの権利を有することになります。

土地の所有者で、かつ借地権者である方につきましては、土地所有権・借地権についてそれぞれ一つの権利を有することとなります。

普通の選挙との違い

審議会委員選挙は、普段私達のまわりで実施される選挙（国や県、市が行う首長や議員等の選挙）と左記の点が異なっています。

◇期日前投票、不在者投票、代理投票はできません。（選挙人自らの投票が必要です）

◇選挙人名簿に記載されていれば、住所が他都道府県・他市町村であっても選挙権・被選挙権があります。

◇未成年者であっても選挙権はありますが、被選挙権はありません。親権者・後見人等の代理投票は認められません。

◇法人であっても選挙権・被選挙権があります。

当選の効力発生

当選の効力は当選人の住所・氏名の公告、当選人への通知を市長が行うことで発生します。

意見を聞かなければならない事項

1. 換地設計の作成及び縦覧に供された換地計画についての意見書の審査（土地区画整理法88-6）
2. 換地計画の変更及び縦覧に供された換地計画の変更についての意見書の審査（土地区画整理法97-3）
3. 仮換地の指定（土地区画整理法98-3）
4. 減価補償金の交付額の決定（土地区画整理法109-2）

同意を得なければならぬ事項

1. 換地計画において特別の宅地について特別の定めをする場合（土地区画整理法95-7）

審議会委員選挙のスケジュール

審議会委員選挙は、『土地区画整理法施行令』に規定された手続きに基づき実施されます。今回の選挙は次の日程を予定しております。

- 5月15日 選挙期日の公告
- 6月4日 選挙人名簿作成の基準日
- 6月28日 選挙人名簿の縦覧開始
- 7月11日 選挙人名簿の縦覧終了
- 7月22日 選挙人名簿の確定の公告
選挙する委員の数の公告
- 選挙場・投票時間・開票日時公告
- 7月23日 審議会委員立候補の受付開始
- 8月1日 審議会委員立候補の受付終了
- 8月2日 審議会委員候補者の氏名・住所の公告
- 8月18日 審議会委員選挙期日 投票・開票日
- 8月19日 当選人の住所・氏名の公告・通知

選挙を行う上で必要となる届出

審議会委員の選挙については、「土地の所有者」及び「借地権者」それぞれに選挙権・被選挙権が認められています。次の場合に該当する方が選挙権・被選挙権を有するためにはそれぞれ手続きが必要となります。尚、いずれの手続きも前回までの選挙時に申告して頂いた方で、今回も変更の無い場合は必要ありません。

★選挙権・被選挙権を有するために限らず、皆様のお持ちの権利を事業に反映する上で必要となる届出があります。

ア 未登記の借地権の場合

平成25年5月15日に選挙期日の公告を行ったことにより市では平成25年6月4日を基準に審議会委員の選挙人名簿を作成します。この名簿には基準日時点で法務局に登記されている土地の所有者と借地権者、基準日までに市に申告を済ませた未登記の借地権者が記載されます。登記されていない借地権（法人も含む）につきましては、市に申告の手続きをして頂き初めて選挙権・被選挙権が認められます。該当される方は基準日前日の平成25年6月3日までに『未登記の借地権の申告』をお願い致します。基準日までに申告が無い場合、選挙人名簿への記載がされず選挙権を行使することができません。この申告には借地権者と土地所有者それぞれの署名を連署して提出して頂くことが原則ですが、次に示す書類のいずれかを添付する場合は連署で申告する必要はありません。

- ① 確定判決書・和解調書・調停調書
- ② 建物登記簿謄本
- ③ 公正証書等による契約書
- ④ 家屋台帳謄本
- ⑤ 建築承諾書
- ⑥ 地代・賃料・権利金又は敷金等の領収書

この申告を行うことにより、登記されている借地権と同等の取扱いがなされることとなります。審議会委員選挙以外にも換地に権利が反映され、事業を進める中で、仮換地指定通知、換地清算通知、換地処分通知などの書類が送付されることとなります。

※平成25年6月4日から7月22日の間は選挙人を確定させるため、申告の受付は致しませんので、注意下さい。

イ 2人以上で土地の所有権または借地権を有している場合

土地を2名以上で所有または借地している場合、その共有者全ての方に対して審議会委員の選挙権及び被選挙権が認められているものではありません。このため、共有で土地を所有または借地している方は、その中で代表者を選任し『代表者選任通知書』を届出する必要があります。この届出により選任された代表者に選挙権及び被選挙権が認められることとなります。選挙権を行使する場合は選挙当日の平成25年8月18日までに届出を済ます必要があります。

ウ 土地の所有者が既に亡くなっているが、相続の手続きが済んでいない場合

選挙人名簿には登記されている土地所有者の氏名等が記載されます。相続が済んでいない場合、この土地に係る相続人の中から代表者を選任し、市に『相続人代表者選任通知書』を届出することにより、代表者は選挙権及び被選挙権を行使することができます。選挙権を行使する場合は、選挙人名簿の縦覧期間満了日（7月11日予定）までに代表者の届出を済ます必要があります。ご不明な点につきましてはお気軽に区画整理課までお問合せ下さい。

訂正とお詫び

裾野駅西地区まちづくりニュース156号の記事について一部を左記の通り訂正させていただきます。

Q この区画整理事業は再開発事業や街路事業との合併事業ですか？立体的整備は考えていますか？

A 裾野駅西地区区画整理事業は区画整理単独の面整備となります。

Q 事業の進捗を早めるために再開発事業との合併事業、立体的整備を検討できますか？

A 再開発事業は現状では考えておりません。立体的整備を希望する方々でまとまっていたら検討できるかと考えます。

Q 街路事業との合併事業は考えていませんか？

A 区画整理事業の中で街路は一体的に整備されません。そのため、街路事業を組み込むことは考えておりません。事業効果の面から都市計画道路を先行させることも検討しています。

謹んでお詫び申し上げます。